



# み ず ほ

第 50 号

平成27年12月1日

発 行  
岐阜県瑞穂市議会  
編 集  
瑞穂市議会広報編集委員会

# 市議会だより



▲知立市での研修



オーレ藤枝の視察 ▶

平成27年第2回瑞穂市議会臨時会	8/6
平成27年第3回瑞穂市議会定例会	9/1~9/18
平成27年第3回瑞穂市議会臨時会	10/26

- 第2回臨時会（8月） ..... 2p
- 第3回定例会（9月） ..... 2p
- 総括質疑～各委員会審査～本会議
- 第3回臨時会（10月） ..... 8p
- 議員研修報告 ..... 9p
- 一般質問～市政を問う～ ..... 10p
- 議会活動日誌(8月～10月) ..... 15p
- 議案の審議結果 ..... 16p

## 平成27年

### 第2回臨時会(8月)

8月6日に、1日間の会期で開会し、市長から提出された議案2件を審議し、いずれも原案のとおり可決した。

主な審議の内容は次のとおり。

#### 同意 瑞穂市副市長の選任について

平成27年5月31日に奥田尚道氏が副市長を辞任したことに伴い、欠員であった副市長に、次の者（当時、総務部長）を選任するもので、議会は全会一致で同意した。

早瀬 俊一 岐阜市次木

（敬称略）

#### 可決 西小学校大規模改修工事請負契約の締結について

西小学校大規模改修工事にあたり、一般競争入札を実施したところ、株式会社宇佐美組が落札したので、契約を締結することについて議会の議決を求めるもので、議会は、全会一致で可決した。

平成27年5月31日に奥田尚道氏が副市長を辞任したことに伴い、欠員であった副市長に、次の者（当時、総務部長）を選任するもので、議会は全会一致で同意した。

早瀬 俊一 岐阜市次木

（敬称略）

西小学校大規模改修工事にあたり、一般競争入札を実施したところ、株式会社宇佐美組が落札したので、契約を締結することについて議会の議決を求めるもので、議会は、全会一致で可決した。

## 平成27年

### 第3回定例会(9月)

9月1日から18日間の会期で開会し、市長から提出された議案19件のほか、議員が提出した意見書3件を審議した。

議案はすべて原案のとおり可決して9月18日に閉会した。

## 平成26年

### 第3回定例会(9月)

9月1日から18日間の会期で開会し、市長から提出された議案19件のほか、議員が提出した意見書3件を審議した。

議案はすべて原案のとおり可決して9月18日に閉会した。

管理を行うことによりこの条例が生きてくる。平成23年度からも全て管理がされていて、この度の条例となつて債権が放棄されるようになつてあるのか。その部分について、第5条、第6条、第8条の債権放棄といつたところに今回この条例でつながるのか。

当然、関係法令に基づいて、督促・強制執行等の作業をしている。市民の皆様の公平性・公正性を考えながら収納率を上げるために、事務を進めている。

また、平成22年に市税等収納対策推進プロジェクトチームを立ち上げ、そのチームでも職員に対して指導をしながら管理している。今回、条例に定めをして、適正・的確性を確保し、事務の効率性を確保したい。

A 当然、関係法令に基づいて、督促・強制執行等の作業をしている。

市では、収納管理システムにより債権台帳を管理し、収納状況等を把握しながら収納率を上げるために、事務を進めている。

A 進プロジェクトチームを立ち上げ、そのチームでも職員に対して指導をしながら管理している。今回、条例に定めをして、適正・的確性を確保し、事務の効率性を確保したい。

A 進プロジェクトチームを立ち上げ、そのチームでも職員に対して指導をしながら管理している。今回、条例に定めをして、不納欠損としている。

A 民法上、時効の成立には、時効の援用が必要であるが、知らない人が大半である。現在は、援用の申し立てがないので、即時消滅できないのが事実である。

A また、援用が必要な私債権については条例を考慮しながら審査するが、その他の公債権については、5年あるいは2年で消滅時効が定められているので、不納欠損としている。

A 民法上、時効の成立には、時効の援用が必要であるが、知らない人が大半である。現在は、援用の申し立てがないので、即時消滅できないのが事実である。

A また、援用が必要な私債権については条例を考慮しながら審査するが、その他の公債権については、5年あるいは2年で消滅時効が定められているので、不納欠損としている。

A 全体的に総括的な市の財政状況を見通しを持っているのか。現在は健全であるが、非常に多額の予算を必要とする公共下水道事業や、財政を圧迫することが予想される事業に向かってどのように進めていくのか。

A 平成26年度の決算状況については、実質公債費比率は、1.4%ということが指標の台帳の整備、督促といった判断基準は。

A 民法上、時効の成立には、時効の援用が必要であるが、知らない人が大半である。現在は、援用の申し立てがないので、即時消滅できないのが事実である。

A また、援用が必要な私債権については条例を考慮しながら審査するが、その他の公債権については、5年あるいは2年で消滅時効が定められているので、不納欠損としている。

A 民法上、時効の成立には、時効の援用が必要であるが、知らない人が大半である。現在は、援用の申し立てがないので、即時消滅できないのが事実である。

A また、援用が必要な私債権については条例を考慮しながら審査するが、その他の公債権については、5年あるいは2年で消滅時効が定められているので、不納欠損としている。

原因である。

Q 平成25年度に500万円も赤字になつたのは、半日授業のためだということははつきりしているが、給食の実施日数や何食分か増えることは、給食センターにどのように伝わっていたのか。

A 平成25年度の予算を編成するときには、207日分が必要ということはわかつていて、所長にも207日で予算を立てるようにと指示している。

## 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

Q 市役所第1庁舎、第2庁舎の整備計画等を加味した第3庁舎改修事業と階の商工会の移動は検討しないのか。

A 改修計画の中で、第3庁舎の1階を第2分団の団員詰所と、消防車両の置き場所という形で計画している。消防団本部については、現状のまま第1庁舎の1階に計画している。

また、今現在、商工会の移動については検討していない。

## 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

Q 繰越金が358万円、平成27年度に補正されている。不適正な会計処理と指摘された繰越金を補正予算に計上することは適正なのか。

A 平成27年度瑞穂市下水道事業会計の認定について

Q 産業建設委員会に付託された議案は次の7議案で、その結果と主な審査内容は次のとおり。

## 産業建設委員会

結果	議案名	結果	議案名	結果	議案名	結果	議案名
可決	平成27年度瑞穂市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	可決	平成26年度瑞穂市下水道事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について
可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について
可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について
可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について
可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について
可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について
可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について	可決	平成26年度瑞穂市農業集落排水事業会計の認定について

A 平成26年度の学校給食会計については、監査が終わった時点での指摘であつたので、出納整理期間が終わっている。事前に報告を受けていれば、繰上充用等の方法はあったかもしれないが、金額そのものは残っているので、今年度の補正予算の繰越金として計上した。

## 各委員会審査

結果	議案名
可決	平成27年度瑞穂市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

Q 一般会計からの繰入金で維持管理をしている感じがするが、実際にはどうなのかな。

A 一般会計繰入金1638万4千円、公債費の償還金として元金と利子をあわせて、1091万1千円、差額が547万3千円となり、施設等の修繕に充てている結果となつていて。

Q 98.6%と高い水洗化率で、今後の使用料収入の増加を見込めない状況で、安定的に維持していくために、使用料を値上げするか、または、毎年、一般会計からの繰入金で補填し続けるしかないと考えるが、この特別会計の今後について、どう考えているのか。

A 高い水洗化率であるが、年間有収水量で過去と比較すると、平成17年度末で4万7709m<sup>3</sup>、平成26年度末で4万1393m<sup>3</sup>と、約6316m<sup>3</sup>分の使用料収入が減つている。原因としては、人口の減少と、高齢化により使用者の水の量が減ってきたことが考えられる。また平成17年度の経費回収率（維持管理費に対する使用料収入）は76.6%、平成26年度末では59.5%となつており、当初は100%に近い維持管理費を賄つた。

## 文教厚生委員会

Q 決算書に、石綿セメント管の改良工事については、今後も継続的に取り組まなければならぬ課題となるが、今後の計画について。

A 市で把握している箇所に取り替えて、今後も優先的に新しい管に取り替えていく。

Q 決算書に付託された議案は次の8議案で、その結果と主な審査内容は次のとおり。

Q 平成25年度は教育委員会の暑さ対策のため夏休みに午前授業を行うという新しい事業が始まつたが、その事業が考慮されてなかつたのではないか。

A 平成25年度の当初より、暑さ対策における5日分は算入し、年度当初より207日の予算を組みスタートしていった。それによる食数が増加したこと、計画的な執行ができなかつたこと、これが原因であり、今後は、これまででできていなかつた年間の執行計画を作成し、教育総務課長と給食センター所長で毎月見直しを行い、更に給食費（収入）と賄材料費（支出）の計画的な執行ができるいかなかつたこと、これが原因であり、今後は、これまででできていなかつた年間の執行計画を作成し、教育総務課長と給食センター所長で毎月見直しを行い、更に献立を作成している栄養教諭も交え、2カ月に1回の調整会議を開き、教育長決裁を経て組織全体でチェックする体制をとり、善処していくとの説明があつた。

Q 年間の執行計画において、詳細な月次試算表を作成するべきではないのか。根本的な原因は。

A 今まで月次管理を行つていなかつたので、主食・副食などに分けた個数、日数など詳細な月別の年間執行計画を立てたい。

Q 平成25年度だけ何か特別なことがあったのか。特に夏休みの午前授業における5日間の給食提供が影響しているのか。

A 夏休みの午前授業における5日間の給食提供は、年間の延べ食数が増加したことの一因であるが、やはり執行計画を立てなかつたのが大きな原因である。

Q 不適正だとわかっている議案をどうして提出したのか。

Q 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

可決 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本件については、多くの時間をかけて審議した。

まず、決算事業報告書に基づき、補足説明があつた後、「監査委員から指摘された学校給食費の不適正な会計処

理について」執行部に更に詳しい説明を求めたところ、指摘された支出伝票と請求書、及び給食会計の合併時から一部を改正する条例の一部を改正する条例について

「平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について

平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度瑞穂市手数料条例の認定について

平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算











若園正博議員

## 市内の交番体制について

### 穂積交番は県下で一番大きい12人体制である

**Q** 現在の、交番連絡協議会と地域との連携の在り方について。

**A** **総務部長** 交番連絡協議会は現在もあり、市からは、市民安全対策監、総務課長が出席して、情報交換や要望を行っている。

市では、地域の子供たちを見守る活動として、朝日大学「めぐる」と連携し、啓発活動青色パトロールを行っている。また、各学校の登下校中に、見守り隊や要望を行っている。

市では、地域の子供たちを見守る活動として、朝日大学「めぐる」と連携し、啓発活動青色パトロールを行っている。また、各学校の登下校中に、見守り隊や要望を行っている。

市では、地域の子供たちを見守る活動として、朝日大学「めぐる」と連携し、啓発活動青色パトロールを行っている。また、各学校の登下校中に、見守り隊や要望を行っている。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自転車を降りて通行してください」と看板が設置されているが、南北のアーケード部分のよく見える所にも案内看板や、路面にもシール形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせて行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

形式で貼って啓発したい。

また、外国語表示もあわせ

て行いたい。

**A** **総務部長** 今現在は、

南北の通路の入り口に、「自

転車を降りて通行してください」と看板が設置されて

いるが、南北のアーケード

部分のよく見える所にも案

内看板や、路面にもシール

# 議案の審議結果

(平成27年第2回瑞穂市議会臨時会 8/6)  
 (平成27年第3回瑞穂市議会定例会 9/1~9/18)  
 (平成27年第3回瑞穂市議会臨時会 10/26)

可…可決、否…否決、○…賛成、×…反対、欠…欠席、棄…棄権、除…除斥  
 新…新生クラブ、公…公明党、清…清流クラブ、民…民主党瑞穂会、改…改革、み…みづほ会、無…無会派  
 議長は採決に加わりませんので、「-」で表示してあります。

議案名等		議員名(会派別) (○は会派代表者)	議決結果	新				公		清		民		改		み	無	議決月日		
議員・委員会提出議案	発議第7号			小川勝範	○藤橋礼治	星川睦枝	廣瀬時男	若園五朗	広瀬武雄	庄田昭人	若園正博	○若井千尋	○清水治	河村孝弘	古川貴敏	○松野藤四郎	○西岡一成	○堀武	森治久	
	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	子宮頸がん予防ワクチンの副反応に対する医療支援の実施を求める意見書	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	揖斐川及び根尾川の治水安全度の向上に関する意見書	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
市長提出議案	議案第46号 瑞穂市副市長の選任について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8/6	
	議案第47号 西小学校大規模改修工事請負契約の締結について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8/6	
	議案第48号 瑞穂市債権の管理に関する条例の制定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第49号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	9/18	
	議案第50号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第51号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	9/18	
	議案第52号 平成26年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第53号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第54号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第55号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	9/18	
	議案第56号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第57号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第58号 平成26年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第59号 平成26年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第60号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	9/18
	議案第61号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第62号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第63号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	9/18
	議案第64号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第65号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第66号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1号)	可	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/18	
	議案第67号 瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	可	-	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	10/26	
	議案第68号 土地の取得について	可	-	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	10/26	
	議案第69号 財産(消防ポンプ自動車)の取得について	可	-	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10/26	